

第四次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画（案）

令和3年度～令和7年度



令和3年〇月

袖ヶ浦市教育委員会

目 次

第1章 第四次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画期間	2
3 計画の位置付け	2
第2章 子どもの読書環境を取り巻く情勢の変化	3
第3章 第三次計画期間における取組の推進状況	5
1 第三次計画における目標指標の実績	5
2 第三次計画期間の成果	6
3 第三次計画期間の課題	7
第4章 第四次計画の基本的な方針	8
1 基本理念	8
2 基本方針	9
第5章 第四次計画の具体的な取組	10
1 読書に親しむ機会の充実	11
2 読書環境の整備	13
3 普及啓発活動の推進	15
第6章 方策の効果的な推進に必要な事項	16
1 方策の推進体制	16
2 目標とする数値	17

第1章 第四次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子どもの読書活動を社会全体で支援するため、国では平成12年を「子ども読書年」と定め、平成13年12月には、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」とし、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境整備」を推進することとし、国や地方自治体の責務を定めています。

これを受け、翌年、国は「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」第一次基本計画を策定しました。その後国は、平成20年に第二次基本計画、平成25年に第三次基本計画、そして、平成30年に第四次基本計画を策定しました。

またその間、平成18年に「教育基本法」の改正、平成20年に「社会教育法」と「図書館法」、平成26年には「学校図書館法」が改正され、子どもの読書活動に関する法制上の整備が行われるとともに、平成17年に「文字・活字文化振興法」の制定、平成22年を「国民読書年」と定め、政官民が協力した取組が行われてきました。

千葉県においては、国の基本計画に基づき、平成15年に「千葉県子どもの読書活動推進計画」、平成22年に「第二次千葉県子どもの読書活動推進計画」、平成27年に「第三次千葉県子どもの読書活動推進計画」、令和2年に「第四次千葉県子どもの読書活動推進計画」が策定されました。

本市においても平成18年度に「袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画（計画期間は平成19年度～平成22年度）」を策定、平成22年度には「第二次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画」、平成27年度に「第三次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画」を策定しました。その間、子どもの読書環境の整備に取り組むとともに、子どもの読書に関する様々な活動を推進してきましたが、令和2年度をもって、「第三次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画」が最終年度を迎えます。

そのため、学習指導要領の改訂、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号、読書バリアフリー法）」等の読書活動に関連する法制上の整備等の情勢を踏まえ、これまでの取組や成果及び課題を明らかにするとともに、子どもの読書活動を一層推進し、「読書のまち そでがうら」の一層の充実を図るため、「第四次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

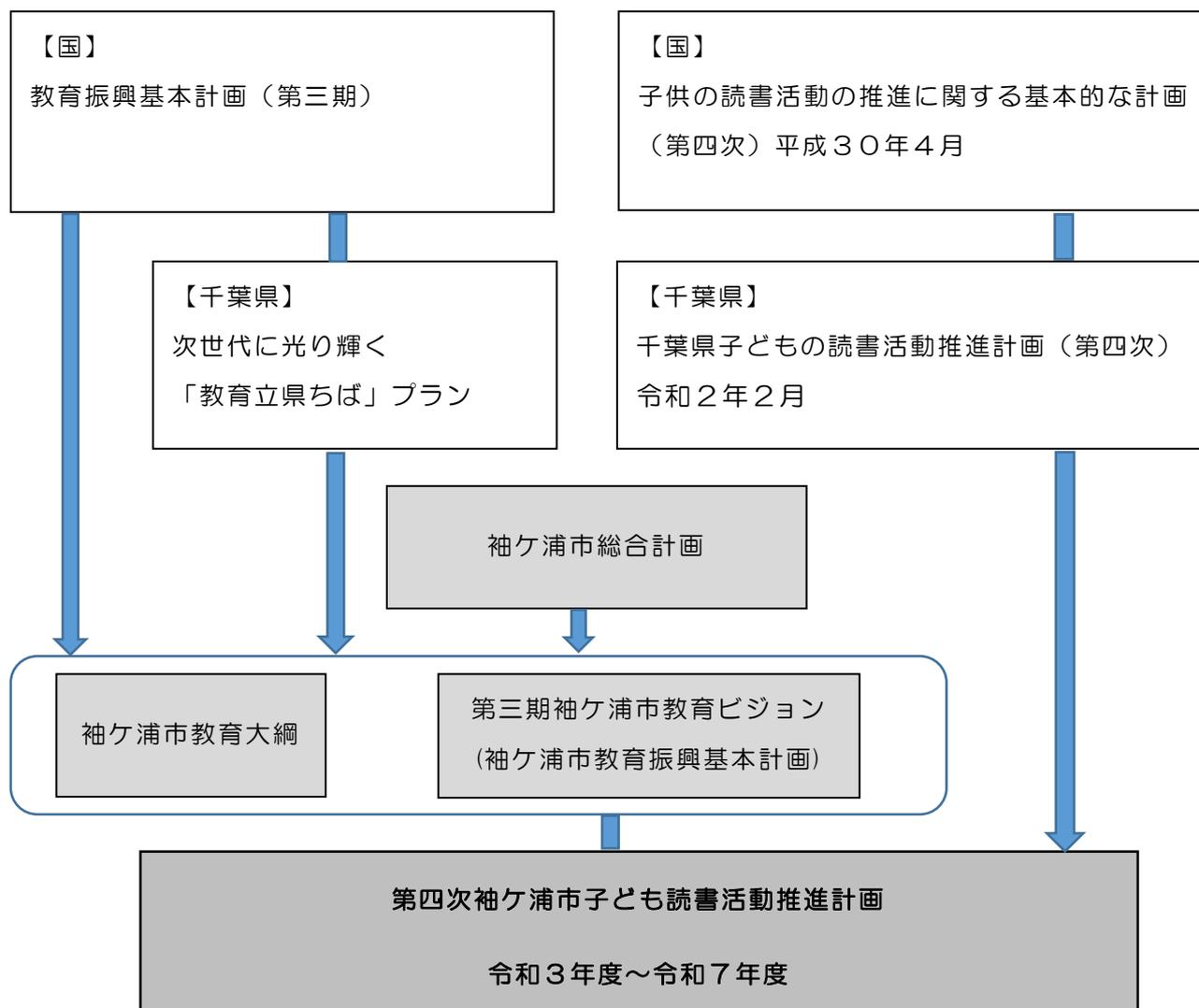
2 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

3 計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」及び「千葉県子どもの読書活動推進計画（第四次）」を基本とし、本市の子どもの読書活動を推進するために定めた第四次の計画です。

本市の基本的な施策を体系的に定めた「袖ヶ浦市総合計画」、本市の教育の更なる充実に向けた指針である「袖ヶ浦市教育大綱」、本市の教育目標及び基本方針を明らかにした「袖ヶ浦市教育ビジョン（袖ヶ浦市教育振興基本計画）」と整合性を図り、施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。



第2章 子どもの読書環境を取り巻く情勢の変化

1 国の第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」の閣議決定

平成30年4月に閣議決定された「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」においては、①中学生までの読書習慣が不十分、②高校生の読書に対する関心の低下、③スマートフォンの普及等による読書環境への影響の可能性があるという現状分析のもと、国・都道府県・市町村は、様々な機関と連携して発達段階に応じた読書習慣を形成する取組を推進することとしています。また、友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実させることも重視しています。

2 学校図書館法の改正

平成26年6月に「学校図書館法」が改正され、学校司書が法制化、翌年4月より学校司書の各学校への配置が勧められました。その後、平成28年11月「学校図書ガイドライン」「学校司書モデルカリキュラム」により、学校図書館の整備・充実化、学校司書に求められる知識・技能を整理したカリキュラムが提示されました。

平成29年4月「学校図書館図書整備等5か年計画」が始まり、学校図書館の計画的な図書の更新、学校図書館への新聞配備、学校司書の配置等の環境整備が求められています。

3 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）（令和元年法律第49号）」が令和元年6月に施行されました。障害の有無にかかわらず、全ての国民が読書を通じて、文字・活字文化の恵沢を等しく享受することができる社会の実現に向けて、国や地方公共団体が視覚障害者等（視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ効果的に推進することが求められています。

4 学習指導要領等の改訂

平成29年に「幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、小学校及び中学校学習指導要領」、「保育所保育指針」、平成30年に「高等学校学習指導要領」が公示されました。

小学校、中学校及び高等学校では、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要として各教科等の特質に応じて、言語活動を充実させることや、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、子どもの自主的及び自発的な読書活動を充実することが規定されています。小学校においては、これま

で5年生・6年生で行っていた外国語活動が3年生で始まるとともに、新たに5年生・6年生において外国語が教科となり、授業時数が増えることとなりました。

また、幼稚園、保育所、認定こども園において、乳幼児が絵本や物語等に親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わうこと、絵本や童話などを読み聞かせてもらい、イメージを広げることができる機会を積極的に創り出していくことが求められます。

5 情報通信手段の普及・多様化

近年のスマートフォンの普及や、それを活用した Social Networking Service（以下、「SNS」という。）等の情報通信手段の多様化は、利便性が向上した反面、それらの利用に多くの時間を費やす子どもが増えることで、読書時間の減少等、子どもの読書環境に大きな影響を与えている可能性があります。

6 自治体経営に求められる新たな視点「SDGs」との関わり

SDGs（Sustainable Development Goals の略）とは、「持続可能な開発目標」を指す言葉で、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年（令和12年）を期限とする国際目標です。SDGsは、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されています。

このSDGsを達成するための取組が日本を含め各国で進められており、地方自治体においても、各種計画の策定や方針の決定にあたってはSDGsの理念を最大限反映させることが重要となっています。

「袖ヶ浦市総合計画」「袖ヶ浦市教育ビジョン(袖ヶ浦市教育振興基本計画)」において、各施策とSDGsの各目標との関連性を明確化するとともに、各施策の推進を通じて、SDGsの達成に貢献することとしております。そのため、本計画においても、SDGsの17の目標のうち、主に「4 質の高い教育をみんなに」の達成に貢献することを目指し、すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供することを目的に取り組みます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第3章 第三次計画期間における取組の推進状況

1 第三次計画における目標指標の実績

基本方針	評価指標	第三次計画 目標値	令和元年度 実績値
① 読書に親しむ機会の充実	読書が好きな子どもの割合 (小学校6年生・中学校3年生)	小6：83% 中3：83%	小6：77.4% 中3：70.2%
	保育所での出張おはなし会の回数	12回	12回
	小中学校の学校図書館における 一人あたりの本の貸し出し冊数	小：60冊 中：20冊	小：67.5冊 中：15.4冊
	「図書館を使った調べる学習コンクール」 への参加率	70%	90%
	夏のトショロ月間の目標参加者数	1,350人	2,163人
	ブックスタートにおける本の配布率	100%	82%
	おはなし会の参加者数 (図書館内・館外の合計)	13,000人	12,759人
② 読書環境の整備	幼稚園における保護者の読み聞かせ ボランティアの登録人数	50人	51人
	図書館ボランティアの育成	70人	71人
	蔵書率100%に達している 市内小中学校の数	小：全校 中：全校	小：8/8(100%) 中：4/5(80%)
③ 普及啓発活動の推進	家庭教育学級における読書の普及啓発に 関する講座の開催回数	3回	1回
	図書館における児童用 「お薦め本リスト」の発行回数	4回	4回
	学校との連携(図書館内掲示や催し物等) による読書普及事業の回数	10回	15回
	学校図書館支援センターのホームページの 閲覧回数	8,000回	7,330回 ¹ ※H30実績

¹ 「学校図書館支援センターのホームページの閲覧回数 - 7,330回」
ホームページの更新により、令和元年度実績値不明のため、平成30年度の実績値を記載。

2 第三次計画期間の成果

第三次計画の「各方策における具体的な取組」「目標とする数値」についての成果は以下のとおりです。

- 市立図書館・公民館図書室では、おはなし会やこどもの読書週間記念スタンプラリーなど、各種読書普及事業を実施し、図書館の利用促進を図ることができました。
- 中央図書館では、4か月児教室参加者に対して、絵本を読み聞かせし、プレゼントする「ブックスタート」を実施し、絵本を通じた親子のふれあいの機会の大切さを啓発しました。また、会場で対象児の図書館利用券の発行を受け付けることで、その後の図書館利用に繋げることができました。
- 市民会館・各公民館では、主に乳幼児を対象とする家庭教育学級において、読書関連の事業を実施し、講座参加者から高い満足度を得ることができました。
- 幼稚園では、保護者の読み聞かせボランティアの積極的な活用に努め、父親の参加を促すとともに、エプロンシアターやパネルシアター等、充実した活動に発展させることができました。
- 保育所では、図書館のおはなし会ボランティアの活用に努め、子どもが読書に親しむ機会を提供するとともに、ボランティアと子どもの交流を図ることができました。
- 小中学校において、朝の読書活動を継続実施することで、読書に対して抵抗感がある子どもも、日常的に読書に取り組むことができました。
- 小中学校では、「図書館を使った調べる学習コンクール」の取組を推進し、子どもの意欲向上、情報活用能力の育成を図ることができました。なお、全国規模の「図書館を使った調べる学習コンクール」においては、上位入賞作品数が20年連続で全国1位となるなど、子どもの作品が輝かしい成果をあげることができました。



3 第三次計画期間の課題

第三次計画の「各方策における具体的な取組」「目標とする数値」についての課題は以下のとおりです。

- 「全国学力・学習状況調査 質問紙」の「読書は好きですか」という設問に対して、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と答えた子どもの割合が目標値を下回っており、第三次計画策定時の現状値（平成27年度）と比較して、読書が好きな子どもが減少傾向にあります。

平成27年度	小学6年生	80.4%	／	中学3年生	71.6%
令和元年度	小学6年生	77.4%	／	中学3年生	70.2%

- 各家庭において、読書に対する意識が大きく異なることから、保護者をはじめとする大人に対して、読書の普及・啓発に取り組む必要があります。
- 読書普及事業を円滑に運営し、更なる内容の充実に努めるため、各種ボランティアの登録人数増に向けた取組や、人材の育成について検討する必要があります。
- 図書館を利用する子どもや子どもの読書活動に関わる方からのニーズは年々専門的かつ広範囲になっています。そのため、市立図書館、学校図書館等の担当職員の一層の専門的資質の向上を図るとともに、適切な職員配置を行う必要があります。
- 特別な支援を必要とする子どもや日本語を母国語としない子どもを含むすべての子どもに対し、等しく読書の機会を提供するよう努める必要があります。
- 「[袖ヶ浦市子ども読書活動推進会議²](#)」等を活用し、情報通信手段の多様化が子どもに及ぼす影響の把握・分析に努める必要があります。また、SNS等を利用した効果的な情報発信の手法を取り入れていく必要があります。



² 「袖ヶ浦市子ども読書活動推進会議」

「第四次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画」に示した方策について、各関係機関が点検・検証をし、本会議において情報交換をすることにより、読書活動のより良い推進に向けて共通理解を図ります。なお、点検・検証については事務局が作成した評価シートによるものとします。

第4章 第四次計画の基本的な方針

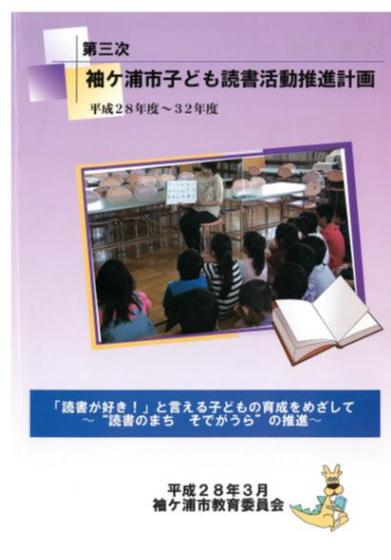
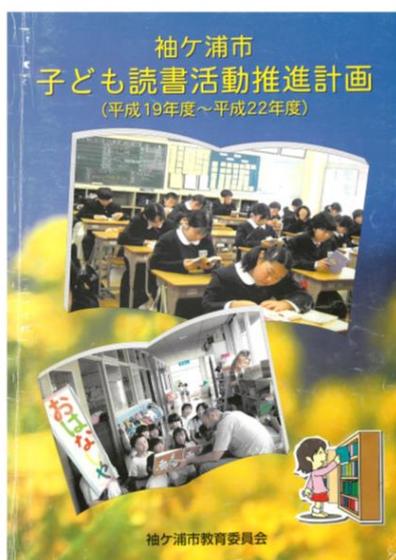
1 基本理念

「読書が好き！」と言える子どもの育成をめざして
“読書のまち そでがうら”の推進

第三次子ども読書活動推進計画（以下、「第三次計画」という。）期間においては、家庭・地域・学校等、それぞれの機関が有機的に連携し、子どもの発達段階に合わせた取組の充実を図りました。また、子どもの読書活動の現状、国の第四次基本計画における目標から、今後取り組むべき主な課題としては、「読書習慣の形成に向けた、発達段階ごとの効果的な取組の推進」「読書への関心を高める取組の充実」「情報環境の変化が子どもの読書環境に与える影響に関する実態把握・分析の必要性」等が挙げられます。

子どもの成長過程において、読書は非常に大きな役割を果たしています。子どもは、自主的な読書活動を通して、言葉を学び、感性を磨きながら、自分自身で考える力や表現力、想像力を身に付けるとともに、多くの知識を習得し、多様な文化、価値観を理解することができます。子どもが今以上に読書に親しみ、読書習慣を定着させるためには、子ども自身が読書の楽しさを知り、読書を好きになることが必要です。

このように、袖ヶ浦市における子どもの読書活動に関する意義や重要性は変わらないことから、第四次計画においても、第三次計画の基本理念『「読書が好き！」と言える子どもの育成をめざして“読書のまち そでがうら”の推進』を継承します。第四次計画では、第一次～第三次までの方針・取組内容の拡充を行うことによって、継続的かつ効果的な推進を目指します。



2 基本方針

(1) 読書に親しむ機会の充実

子どもが読書の楽しさ、大切さを知ることができるよう、家庭・地域・学校等それぞれの機関において、子どもが読書に親しむ機会を幅広く提供していきます。また、家庭・地域・学校等が横断的に相互の連携・協力を図りながら、子どもの発達段階に応じた支援を行い、社会全体で子どもの多様で豊かな読書活動を推進します。

(2) 読書環境の整備

社会全体で子どもが読書に親しむことができる環境づくりを推進するため、家庭・地域・学校等の各機関において、発達段階に応じた設備や人的環境、蔵書の整備・充実に努めます。

また、特別な支援を必要とする子どもや日本語を母国語としない子どもを含むすべての子どもの読書活動を支える環境を充実させる必要があります。加えて、近年、スマートフォンの普及による情報通信手段の多様化により、SNSの使用に時間を費やす子どもが増え、読書離れの進行が危惧されることから、各機関と施策の方向性や成果と課題について情報共有を図ることができる「袖ヶ浦市子ども読書活動推進会議」を開催し、読書活動推進体制の強化を図ります。

(3) 普及啓発活動の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、身近な大人の理解・協力が不可欠です。そのため、子どもを支える保護者をはじめとする周囲の大人に対しても、読書活動への理解と関心を高めるため、読書活動の意義や重要性についての普及啓発を図ります。

また、情報通信手段の多様化により読書離れの進行が危惧される一方で、読書に関する情報入手の手段等の有用性が認められることから、SNS等を活用した情報発信に努めます。

第5章 第四次計画の具体的な取組

第4章で述べた「基本方針」に対する具体的な取組の体系は以下のとおりです。

基本方針	方 策	具 体 的 な 取 組
1 読書に親しむ機会の充実	(1)家庭・地域における取組	①家庭における読書習慣の定着 ②公民館講座の内容の工夫 ③ボランティアと連携した各種イベントの開催
	(2)学校等における取組	①読み聞かせボランティア、出張おはなし会の積極的活用（幼保） ②読書祭りや読書集会等の行事の運営（小中） ③全校一斉「朝読書」等の活動の継続（小中） ④「学校図書館運営計画」による計画的活用（小中） ⑤「各教科の年間指導計画」による計画的活用（小中） ⑥「調べ学習ガイダンス」の実施（小中）
	(3)図書館等における取組	①おはなし会等、絵本の読み聞かせの開催 ②小中学校・高等学校等との積極的な連携・協力 ③「ブックスタート」による家庭教育支援 ④「こどもの読書週間」イベントの開催による啓発
	(4)行政における取組	①「図書館を使った調べる学習コンクール」の推進
2 読書環境の整備	(1)家庭・地域における取組	①家庭における日常的な読書への取組
	(2)学校等における取組	①発達段階に応じた図書の選定会の実施（幼保） ②絵本コーナーの整備・充実（幼保） ③学校図書館の資料の整備・充実（小中） ④「多文化共生の視点」等に立った資料の充実（小中）
	(3)図書館等における取組	①ボランティアの計画的養成 ②「多文化共生の視点」等に立った資料の充実 ③外国語資料の活用 ④音声デージー ³ 等の活用
	(4)行政における取組	①蔵書管理システムによる資料の活用（小中） ②情報機器を利用した調べ学習の推進（小中） ③学校司書の継続的配置（小中） ④学校図書館支援センターの事業の充実 ⑤博学連携と図書流通システムの活用 ⑥「袖ヶ浦市子ども読書活動推進会議」の開催
3 普及啓発活動の推進	(1)家庭・地域における取組	①公民館講座における学習機会の充実 ②様々なガイドブックの活用
	(2)学校等における取組	①おたよりの発行等による読書活動の普及（幼保） ②図書館だよりによる学校図書館の利用促進（小中）
	(3)図書館等における取組	①おすすめ図書リストの発行 ②ホームページ、SNSを活用した情報発信
	(4)行政における取組	①NPO、民間ボランティア団体等に対する支援

³「音声デージー」

読書が困難な人のための録音図書。

1 読書に親しむ機会の充実

(1) 家庭・地域における取組

- ①家庭は、子どもが初めて本や物語と出会う場所とされています。家族が読書に理解を深め、本を介した子どもとの関わり合いを楽しみながら、子どもの読書習慣が定着するよう努めます。
- ②市民会館・各公民館における家庭教育学級等の講座運営にあたり、市立図書館と連携を図りながら、子どもの読書活動の定着に向けた学習内容を検討します。
- ③地域における読書活動を推進するために、市民会館・各公民館において、各種ボランティア等と連携したイベントを開催します。

(2) 学校等における取組

- ①幼稚園では、子ども一人ひとりの興味や関心に合わせた絵本を選び、子どもと職員や親とのつながりを大切にしながら読書活動を推進します。また、教師の読み聞かせに加え、保護者の読み聞かせボランティア組織の積極的活用を努めます。保育所では、子どもに絵本やおはなしの世界の楽しさを伝えるとともに、集中力、好奇心、人との関わりの中で信頼感等を育てることを目的に、「出張おはなし会」の継続的な実施に努めます。
- ②小中学校では、子どもの自治的な活動である児童会、生徒会等が読書祭り・読書集会等の行事を主体的に運営できるよう活動を支援するとともに、各学校間で行事の内容に関する情報交換を定期的に行います。
- ③小中学校では、読書習慣の定着を目指し、全校一斉の「朝読書」を継続して行います。また、定期的に図書委員によるおすすめの本の貸し出し、おはなし会ボランティアによる素話などを取り入れることで、多様な読書体験の機会を提供します。
- ④小中学校では、「学校図書館運営計画」を中核としながら、「学び方ガイド⁴」の体系表等を利用して、学校図書館の計画的活用を努めます。また、全教職員共通理解のもと連携・協力して子どもの読書指導を行います。
- ⑤小中学校では、言語活動の充実を図る学習指導要領の趣旨をふまえ、各教科や領域において学校図書館の活用を拡大し、言語に関する能力の育成や、人間形成、情操の涵養^{かんよう}に重要な読書活動を推進することが要請されます。そのため、

⁴「学び方ガイド」

子どもが主体的に情報を活用しながら課題に取り組んでいくための「学習スキル」を市独自でまとめたもの。平成14年に小学校版、平成15年に中学校版を発行し、現在、第3版まで発行されている。

学校全体で情報を共有し、多様な読書活動を各教科の年間指導計画に位置付けることにより、国語科を要としつつ、すべての教科等を通じた体系的な読書活動を推進します。

- ⑥小中学校では、探究型の学力育成を図るために、「調べ学習ガイダンス」を実施し、「図書館を使った調べ学習」の取組を一層推進します。

（３）図書館等における取組

- ①家庭における読書活動を推進するため、市立図書館において、「おはなし会」「えほんのへや」「わらべうたであそぼう」等、子どもの発達段階に応じた読書普及事業を開催し、子どもや親子が読書に親しむ機会を提供します。
- ②小中学生の体験学習の支援、中学校との共同展示、高等学校との児童向けイベント（おはなし会等）の協働等、積極的に連携・協力を図り、地域における子どもの読書活動を推進します。
- ③0歳からの乳幼児に「絵本」と出会う機会を作ること、絵本を通して親子が触れ合い、絆を深めることを目的に「ブックスタート」を実施します。事業を通して、親子で本を開くことの大切さや楽しさを啓発します。
- ④「こどもの読書週間」に合わせ、各種イベントを開催し、読書に親しむ機会の提供・啓発を行います。

（４）行政における取組

- ①子どもの視野を広げるとともに、課題意識を育み、また、課題を解決する力を養うために、「図書館を使った調べ学習」への取組を推進します。



◀令和2年度 乳幼児家庭教育学級
「親が楽しむ 読み聞かせ
～子どもと楽しいひとときを過ごすために～」

2 読書環境の整備

(1) 家庭・地域における取組

- ①子どもが読書習慣を身につけていく上で、家庭は最も身近で重要な場所です。そのため、家庭での継続的な読み聞かせの意義を保護者に啓発し、読書環境の一層の充実を図ります。

(2) 学校等における取組

- ①幼稚園、保育所等では図書館等の協力を得て、子どもの発達段階に応じた良質な図書を選定します。
- ②幼稚園、保育所等では、乳幼児が安心して絵本に触れ、絵本を大切に扱う気持ちを養うことができるような絵本コーナーの整備・充実に努めます。
- ③小中学校では、「学校図書館図書標準⁵(文部科学省)」、「袖ヶ浦市図書廃棄基準」の相関を見ながら、学校図書館の蔵書率⁶100%の達成を目指します。また、学校図書館の図書を計画的に更新するとともに、各学校間の図書の流通を図る「物流ネットワーク」を活用し、様々な資料を子どもに素早く提供します。
- ④小中学校では、多様な文化やLGBT、特別な支援を必要とする方への理解を深め、互いを尊重することができる子どもの育成を目指し、関係資料の積極的収集に努めます。

(3) 図書館等における取組

- ①おはなし会ボランティア、ブックスタートボランティアの養成とスキルアップのために、ボランティア養成講座、スキルアップ講座を継続的に実施します。
- ②多様な文化やLGBT等、多様性についての理解を深められる関係資料の積極的収集に努めます。
- ③図書館の外国語資料（日本語併記の図書を含む）を活用し、随時図書リストを更新するとともに、おすすめの絵本の表紙を見せる展示等を行い、利用しやすい環境づくりに取り組みます。
- ④音声デジター等を活用し、学習障がい等により、読みの障がいのある子どもの読書支援を行います。

⁵ 「学校図書館図書標準」

公立義務教育諸学校における学校図書館の図書の整備を図る際の目標として、平成5年に文部科学省が設定した基準です。

⁶ 「蔵書率」

「学校図書館図書標準」に定められている、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書数の基準です。「蔵書率」は、「蔵書数／基準蔵書数×100」で求められます。

(4) 行政における取組

- ①小中学校において、蔵書管理システムにより、学校図書館資料の一層の活用を図ります。
- ②タブレット端末等のICT機器を活用し、調べ学習の質を向上させるとともに、子どもの情報収集能力や活用能力の育成を図ります。
- ③学校図書館法の改正の趣旨をふまえ、小中学校への学校司書の配置を維持するとともに、学校図書館に関わる研修会を実施し、専門性の向上と図書館や関係機関との連携を図ります。
- ④学校図書館支援センターの事業を継続し、学校図書館への訪問、情報・資料の提供を積極的に行い、「読書センター」機能の一層の充実に努めます。
- ⑤学校図書館、市立図書館、郷土博物館の学びを支えるネットワークを構築するために、博学連携を促進し、図書流通システムの継続運用を行います。
- ⑥「袖ヶ浦市子ども読書活動推進会議」を開催し、各関係機関の取組の成果と課題等の情報を共有することで、課題の解決を図るとともに、各機関との一層の連携強化を目指します。

▼令和元年度 おはなし会ボランティア養成講座（中央図書館）



3 普及啓発活動の推進

(1) 家庭・地域における取組

- ①地域の生涯学習の拠点として、地域に密着して多様な学習機会や情報を提供する機能を有する市民会館・各公民館において、家庭教育学級の学習計画の中に読み聞かせ講座等を組み込みます。講座内容には、子どもの読書に関する重要性についての理解や関心を高める普及活動を積極的に取り入れていきます。
- ②関係機関が発行するガイドブックやリーフレットを保護者に配付し、各家庭での活用を推進します。

(2) 学校等における取組

- ①幼稚園、保育所等では、保育参加等の行事や、各種「おたより」を通じて、読み聞かせや読書の習慣付けの大切さや意義を保護者に広く伝えます。
- ②小中学校では、図書館だより等を発行し、読書に関する情報を伝えることで、学校図書館の活用を推進します。

(3) 図書館等における取組

- ①子どもの発達段階に応じた「おすすめ図書リスト」を定期的に発行し、読書の普及啓発に努めます。
- ②図書館のホームページや公式ツイッター等を活用し、各種事業の情報発信に努めます。

(4) 行政における取組

- ①NPO団体、民間ボランティア団体等に対し、活動機会の提供・広報活動等の支援を行います。

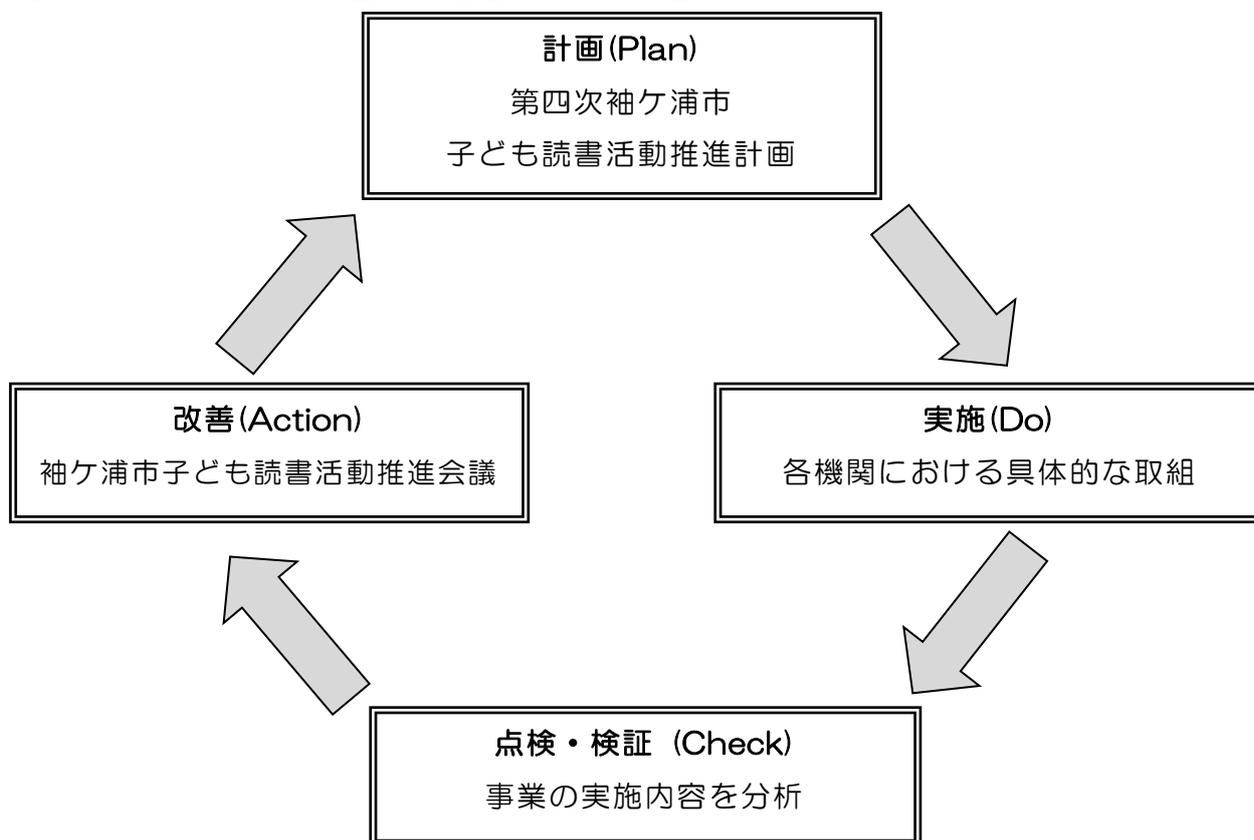
第6章 方策の効果的な推進に必要な事項

1 方策の推進体制

本計画の具現化を積極的、効果的に進めていくためには、家庭、地域、幼稚園、保育所、学校、図書館、行政の一体的な取組と、各機関が連携し、課題解決を図ることができる体制の確立が必要です。

そのため、引き続き「袖ヶ浦市子ども読書活動推進会議⁷」を開催し、取組状況を分析するとともに、内容の改善に努めることで、読書活動のより良い推進を目指します。また、第四次計画期間満了時には、各取組における成果と課題を整理し、次期計画の策定に反映させます。

【PDCAサイクル⁸に基づく推進のイメージ図】



⁷ 「袖ヶ浦市子ども読書活動推進会議（再掲）」

「第四次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画」に示した方策について、各関係機関が点検・検証をし、本会議において情報交換をすることにより、読書活動のより良い推進に向けて共通理解を図ります。なお、点検・検証については事務局が作成した評価シートによるものとします。

⁸ 「PDCAサイクル」

Plan（計画）Do（実施）Check（点検・検証）Action（改善）を繰り返すことによって、事業を継続的に改善していく手法。目標を設定したら、計画【P】を立てて、実施【D】し、実施したことを点検・検証【C】して、より効果的になるよう改善【A】したら、再び計画【P】を立てることを繰り返していくことを指します。

2 目標とする数値

本計画の達成状況等の点検・評価を行うために、令和7年度を目標年度とする数値を定めました。

評価指標	現状【R1】		目標【R7】	
	①読書が好きな子どもの割合	小6 中3	77.4% 70.2% 〔県 :小 75.7% 中 71.2% 全国:小 75.0% 中 68.0% ※全国学力・学習状況調査〕	小6 中3
②1か月に1冊も本を読まない子どもの割合 ⁹	小6 中3	20.4% 33.6% 〔県 :小 18.5% 中 31.5% 全国:小 18.7% 中 34.8% ※全国学力・学習状況調査〕	小6 中3	18% 30%
③小中学校の学校図書館における一人あたりの本の貸出冊数	小 中	67.5冊 15.4冊	小 中	60冊 20冊
④蔵書率100%に達している市内小中学校の数	小 中	8校中8校 100% 5校中4校 80%	小 中	全校 全校
⑤学校司書を配置している市内小中学校の数	小 中	8校中8校 100% 5校中5校 100%	小 中	全校 全校
⑥こどもの読書週間記念行事参加人数		985人 (H27-R1 平均818人)		900人

⁹ 「1か月に1冊も本を読まない子どもの割合」

「全国学力・学習状況調査」質問紙より、「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）」の項目で「全くしない」と回答した割合を活用しています。第四次計画期間中は、市内小中学生を対象に独自調査を実施します。